

指名競争入札に参加する資格審査は  
随時受け付けています

- ◆提出先／周防大島町役場総務部契約監理課
- ◆受付期間／随時
- ◆申請書様式／  
中央公共工事契約制度運用連絡協議会統一様式または山口県様式に準ずる（建設工事等）  
周防大島町指名競争入札参加資格審査申請書（物品調達等：様式第2号）  
周防大島町指名競争入札参加資格審査申請書（業務委託：様式第1号）
- ◆有効期間／  
審査日～平成19年3月31日
- ◆提出方法／持参のみ受付  
※申請に必要な書類等詳しくは周防大島町ホームページをごらんください。  
<http://www.town.suo-oshima.lg.jp>
- ◆問い合わせ／契約監理課  
☎0820(74)1009

予防接種 平成17年度からの主な変更点

※現在の日本脳炎ワクチンと接種後の急性散在性脳脊髄炎発生との因果関係があると判断されたことにより、5月30日に厚生労働省から積極的勧奨は行わないよう通知があり、町としても日本脳炎ワクチン接種はすすめておりません。

※BCGの接種時期が生後直後から生後6月に達するまでの期間に変更されました。

※予防接種予診票の町への提出について、保護者同意のサインが必要になりました。同意されない場合は任意接種となり自己負担となります。

※学童（二種混合）の予防接種は、今年度より個別接種になります。

☆不明な点は各保健センターまでお問い合わせください。



周防大島町保健師  
守田美幸  
(久賀保健センター)

子どもの予防接種について

1 予防接種の必要性

お母さんから受け継いだ病気に対する抵抗力（免疫）は、百日咳や水痘（みずぼうそう）では生後3か月までに、麻疹（はしか）やおたふくかぜでは生後12か月にはほとんどが自然に失われていきます。そのため、この時期を過ぎると、赤ちゃん自身で免疫をつくって病気を予防する必要があるとされます。その助けとなるのが予防接種です。

子どもは発育とともに外出の機会が多くなり、感染症にかかる可能性も高くなります。保育園や幼稚園に入るまでには予防接種をすませ、感染症にかからないように予防しましょう。

2 予防接種とは

はしかや百日咳のような感染症の原因となるウイルスや細菌または菌が作り出す毒素の力を弱めて予防接種液をつくり、それを体に接種して、その病気に対する抵抗力（免疫）をつくることを、予防接種といえます。「予防接種」に使う薬液のことを「ワクチン」といいます。

3 予防接種法および結核予防法による定期の予防接種

【生ワクチン】  
ポリオ・麻疹・風しん・BCG  
【不活化ワクチン】  
三種混合（ジフテリア・百日咳・破傷風）  
二種混合（ジフテリア・破傷風）

4 予防接種の有効性

予防接種は、その病気にかからないことを目的としています。受ける人の体質、その時の体調などによって免疫がでないこともあります。普通健康な人が生ワクチンを受けた場合、96～98%の人は免疫ができます。

また、不活化ワクチンでは基礎免疫を完了すれば、98～99%の人に免疫ができます。免疫ができてしばらくすると少しずつ減っていきますので、長期に免疫を保つためには、一定の間隔で追加接種が必要です。

予定通り予防接種ができなかった時には、免疫のできにくい時もありますから、接種方法についてご相談ください。